

中京大学と愛知総合工科高等学校との 高大連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、中京大学（以下「甲」という。）と愛知総合工科高等学校（以下「乙」という。）が連携協力することにより、高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図り、人材育成に資することを目的とする。

(連携協力の内容)

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 高校生と大学生の諸活動における交流に関する事
- (2) 高校と大学における教育施設の相互利用に関する事
- (3) 教育についての情報交換および交流に関する事
- (4) その他、双方が協議し、同意した事項

(高大連携協議会)

第3条 甲と乙は、第2条各号に掲げる事項について協議および情報交換を行うため「高大連携協議会」を設置する。

(有効期間)

第4条 本協定は、甲と乙の署名により発効し、2023年3月31日まで有効とする。
ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

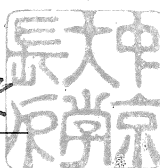
(補則)

第5条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し、別途定めるものとする。


本協定書は2通作成し、両者署名捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2021年12月14日

甲 中京大学学長


柳村 清英

乙 愛知総合工科高等学校長


山口 直人